

盛岡市コミュニティ防災センターの使用について

■施設一覧

	施設名称	所在地
1	盛岡市コミュニティ防災センター	大沢川原三丁目3番5号
2	築川地区コミュニティ消防センター	川目町21番21号
3	本宮地区コミュニティ消防センター	本宮三丁目47番16号
4	浅岸地区コミュニティ消防センター	浅岸一丁目11番30号
5	上米内地区コミュニティ消防センター	上米内字中居74番地1
6	長田町地区コミュニティ消防センター	長田町10番1号
7	太田地区コミュニティ消防センター	上太田八千刈53番地6
8	夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	夕顔瀬町1番41号
9	本町地区コミュニティ消防センター	本町通一丁目11番24号
10	谷地上地区コミュニティ消防センター	土淵字北野94番地1
11	太田地区第二コミュニティ消防センター	下太田田端1番地1
12	小屋野地区コミュニティ消防センター	川目第4地割101番地3
13	三ツ割地区コミュニティ消防センター	三ツ割一丁目12番3号
14	野田地区コミュニティ消防センター	津志田西二丁目9番1号
15	乙部地区コミュニティ消防センター	乙部28地割34番地4
16	根田茂地区コミュニティ消防センター	根田茂第5地割19番地4
17	杜陵地区コミュニティ消防センター	肴町9番31号
18	八幡地区コミュニティ消防センター	八幡町1番17号
19	紺屋町地区コミュニティ消防センター	紺屋町3番37号
20	山田地区コミュニティ消防センター	下田字頭無15番地36
21	好摩地区コミュニティ消防センター	好摩字野中69番地113
22	馬場地区コミュニティ消防センター	玉山馬場字川原16番地8
23	桑畑地区コミュニティ消防センター	巻堀字上桑畑3番地7
24	小貝沢地区コミュニティ消防センター	新庄字小貝沢72番地5
25	釘の平地区コミュニティ消防センター	川又字道地58番地3
26	大慈寺地区コミュニティ消防センター	鉦屋町10番7号
27	飯岡地区コミュニティ消防センター	下飯岡14地割256番地

■盛岡市コミュニティ防災センターについて

住民の自主防災活動の推進及び防災体制の確立のための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るために設置している施設であり、市内に 27 か所あります。

■使用の流れ

①空き状況等の確認

「使用したいセンター・日時」が決まりましたら、日時・団体名（氏名）・電話番号・使用用途をお伝えいただき、使用可能かどうかについて、市消防対策室（電話 019-626-7404）までお問合せください。

②申請書の提出

空きがあれば、消防対策室に「コミュニティ防災センター使用許可申請書」（※押印は不要です。）を窓口、FAXまたはメール提出してください。

※施設の管理上、使用許可に条件を付すことがあります。

※施設によっては、駐車スペースがない場合がありますので、消防対策室にご確認ください。

③使用料の納入【有料の場合】

「■使用料」の欄をご確認ください。

④許可書の発行

申請内容を確認後、許可書を発行します。

※【有料の場合】使用料を金融機関で納入後、その領収書を消防対策室にご提示いただいてから発行となります。

⑤使用の仕方

当該センターに施設管理者は常駐していませんので、当該センターの鍵は、使用する日に施設管理者から受け取って下さい。施設管理者の連絡先等については、使用許可の際にお知らせいたします。

■開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

■ 使用料

無料

ただし、次の4項目に該当する場合は、有料となります。その場合の使用料については、消防対策室にお問い合わせください。

なお、使用料は使用前に納入してください。

- (1) 私的な催し等に使用するとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。
- (4) 上の3つに準じた目的に使用するとき。

■ 使用料の納入

使用料が有料となる場合は、使用料の納入通知書をお渡しいたします。

※納入通知書の発行には時間を要しますので、申請書の提出は余裕をもってお願いします。

※一度納入された使用料は、使用者の都合でキャンセルした場合は返金できませんのであらかじめご了承ください。ただし、帰責事由がない場合を除きます。

■ 使用料の減免

障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者の方が個人で使用するとき及び障がい者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）は、使用料を減免する場合があります。

この使用料の減免を受けたいという方は、消防対策室に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳をご提示ください。

■ 使用上の注意

- ・ 使用時間（準備、清掃時間含む）は順守してください。
- ・ 許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- ・ 使用後は、机・イス等を元の位置に戻し、火の始末と消灯・施錠を必ず確認し、当該センターの鍵をただちに施設管理者に返却してください。
- ・ ごみは必ずお持ち帰りください。
- ・ 施設・設備等の破損はただちに施設管理者に連絡してください。

■禁止行為

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

■使用許可の取消し等

主に次のとき、使用許可を取り消したり、使用許可の条件を変更したり、当該センターで行っている行為の中止や当該施設からの退去を命じることがあります。詳しくは、消防対策室にご確認ください。

- (1) 災害応急対策のために当該センターを使用する必要が生じた場合。
- (2) 当該センターの管理上、使用許可の取消し等が必要となる場合。
- (3) 使用を許可すると、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 使用を許可すると、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (5) 禁止行為が行われたとき。

担当：総務部危機管理防災課消防対策室

住 所：盛岡駅西通 1-27-55 盛岡中央消防署 5 階

電話・FAX：019-626-7404（直通）

メー ル：shoubou@city.morioka.iwate.jp

受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで